

しんきん住宅ローン金利割引適用に関する特約書

第1条（金利割引等）

- ① 金庫から借入れた住宅ローン金利について、金利割引幅は年 . %であることを確認します。
- ② 当初に特約固定金利の期間を選択した場合、原契約証書の借入要項に定められた借入利率は、特約固定金利の期間（以下「特約固定金利という。」）終了日までとします。
- ③ 変動金利を選択した場合、金庫の住宅ローン長期貸出最優遇金利（金庫住宅ローンプライムレート）を基準金利として、当初定められた割引幅を、完済時まで適用されることとします。
- ④ 金融情勢の変化等により基準金利が廃止された場合には、金庫はこれに代わる相当と認められる他の金利を借入利率の基準に変更することが出来るものとします。

第2条（継続割引等の適用）

- ① 特約固定金利の期間終了日までに、再度金庫所定の「しんきん住宅ローンに関する特約書（固定金利選択用）」を差し入れて金庫に申し出れば、割引期間終了後も継続時の店頭表示金利より、年1.00%を上限に特約期間終了日まで割引が継続されることとします。以後の特約期間終了時も同様とします。また、特約固定金利の終了後に変動金利型を選択した場合も「しんきん住宅ローンに関する特約書（変動金利選択用）」を差し入れて金庫に申し出れば、継続時の店頭表示金利より、年1.00%を上限に完済時まで割引が継続されることとします。
- ② 変動金利型を選択していた方で、借入期間中に固定金利型を選択した場合であっても、次回約定返済日の3営業日前までに「しんきん住宅ローンに関する特約書（固定金利選択用）」を差し入れて金庫に申し出れば、継続時の店頭表示金利より年1.00%を上限に特約固定期間終了日まで割引が継続されることとします。

第3条（原契約等の適用）

債務者及び債務者からの委託を受けた連帯保証人はこの契約に関して、この特約書および「しんきん住宅ローンに関する特約書」に定めのあるもののほかは、すべて原契約証書の各条項の適用を受けるものであることを確認します。

第4条（その他）

- ① 当該債務について継続して返済が滞った場合、または約定返済日より3ヶ月以内に返済が正常化できない場合は、割引の適用が解除されることに異議ありません。
- ② 金利割引適用中に、弁済条件等を含め信用状況の悪化が見られた場合、割引の適用が解除されることがあっても異議ありません。
- ③ 金融情勢の変化等、諸般の事情により、金庫が住宅ローンの金利割引について、割引幅・適用項目等の見直し、または金利割引を停止することに異議ありません。

第5条（規定の変更）

- ① 金庫は、法令の変更、金融情勢その他の理由により、この規定の定め（借入金の利率、基準金利の定め、適用期間、金利の適用基準日、返済方法に関する事項は除く）を変更する必要があるときは、これを変更できるものとします。
- ② 金庫は、第1項の変更をするときは、変更を行う旨および変更後の内容ならびにその効力の発生時期をホームページへの掲示その他の方法により周知するものとします。